

令和元年度答申第6号

令和2年 1月20日

松戸市教育委員会
教育長 伊藤 純一 様

松戸市情報公開審査会
会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の一部開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

平成30年8月28日付け松教生企第173号の3をもって諮問のあった「松戸市教育委員会の不祥事がわかる文書一切のうち、概要や一覧一切」に係る公文書の一部開示決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

本件処分は妥当であるが、実施機関は、懲戒処分書及び懲戒処分説明書が「不祥事がわかる文書」に該当するか否かを検討した上で、改めて開示の可否を決定すべきである。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、平成30年4月27日付け公文書開示請求書により、「松戸市教育委員会の不祥事がわかる文書一切のうち、概要や一覧一切」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

実施機関（生涯学習部教育企画課をいう。以下同じ。）は、本件開示請求に対して、平成30年5月11日付け公文書一部開示決定通知書により、松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、公文書の一部開示決定（以下「本件処分」という。）をした。

審査請求人は、本件処分を不服とし、平成30年7月9日付け審査請求書により、本件処分に対して、本件審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は全て開示するとの裁決を求める。公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。ポーンインデックスの提出を求める。」というものである。

4 実施機関の説明要旨

- (1) 開示請求する文書について、公文書開示請求書には、「松戸市教育委員会の不祥事がわかる文書一切のうち、概要や一覧一切」と記載されている。
- (2) 実施機関である松戸市教育委員会は、「不祥事」を情報流失、事故報告等、危機管理事案と同様と判断し、一覧表は作成していないことから、処分のため、教育委員会会議に諮った議案を特定した。
- (3) 懲戒処分を受けた教職員は、地方公務員であるところ、当該教職員の私生活への影響を総合的に考慮し、公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると判断し、条例第7条第2号ただし書ウの規定に該当しないとして、当該教職員の氏名を非開示とした。

また、松戸市教育委員会の不祥事の一覧に関しては、作成していないことから、条例第10条第2項の規定により、不存在により非開示とした。

上記に述べた以外の文書についても作成していないため、不存在である。

(4) なお、審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例においてこのような規定はなく、主張自体失当である。

以上のとおりであるから、本件処分には何ら違法又は不当な点はなく、取り消しの必要はない。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例における公文書の開示について

条例は、その目的として、公文書の開示を請求する権利及び市の情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、市民の理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを規定する（条例第1条）。

そして、実施機関の責務として、条例の解釈及び運用に当たっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならないことのほか、公文書を開示する場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないことを規定する（条例第3条）。

(2) 公文書の定義等について

条例において開示請求の対象となる公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう（条例第2条第2項）。

次に、条例第5条は、開示請求権について、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる」ことを規定する。

(3) 本件開示請求に係る公文書について

本件開示請求は、「教育委員会の不祥事がわかる文書一切のうち、概要や一覧一切」である。

実施機関は、千葉県ホームページを確認し、「不祥事」が情報流失、事故報告等、危機管理事案であることから、懲戒処分が非違行為等の信用失墜行為があった場合に行われるものであること、及び職員や教員の別を

問わず、懲戒処分に当たっては、教育委員会会議に諮られることから、本件文書として特定が可能であることを考慮し、「懲戒処分」の事案を「不祥事」とした。なお、一覧表は作成していないことから、懲戒処分のため教育委員会会議に諮った議案を本件文書として特定した。

一般に公務員の「不祥事わかる文書の概要」の具体的な内容としては、不祥事に関わった当事者に関する情報（氏名、職種、年齢、性別、所属等）、不祥事の発生から覚知に至るまでの経緯に関する情報、不祥事に対する処分等に関する情報、実施機関による対応に関する情報、再発防止策等に関する情報を記録した文書等が開示請求対象文書として、想定される（千葉県ホームページ「不祥事案の公表」参照）。

実施機関によると、このような不祥事の主要な事項を概要として取りまとめた文書については、教育委員会においては、作成していないとの説明であった。

そのため、実施機関において、請求対象文書を厳密に特定して開示文書との一致を求めれば、文書不存在による非開示（条例第10条第2項）もありうる。しかしながら、条例第3条第1項において、実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならないことが、実施機関の責務として規定されていることからすると、実施機関の対応としては、できる限り開示に努めることが求められる。

そこで、審査会は、実施機関において「不祥事」を「教育委員会会議に諮られた懲戒処分」と定義し、請求対象文書を特定した上で一部開示した「松戸市教育委員会会議に付議された議案」の内容を確認したところ、「不祥事わかる文書の概要」の捉え方については狭きに過ぎ、懲戒処分の事案の概要を知ることができる文書としては、十分とは言い難い内容であると考えられる。

さらに、審査会から実施機関に対し、当該議案と関連性を有する文書の存否について確認したところ、実施機関からは、実施機関において作成し、又は取得した懲戒処分書及び懲戒処分説明書を保有しているとのことであった。

そこで、審査会としては実施機関において、これらの懲戒処分書及び懲戒処分説明書が「不祥事わかる文書」に該当するか否かを検討した上で、改めて開示の可否を決定することが妥当であると判断する。

（４）懲戒処分を受けた教職員の氏名について

以下、本件文書に対する条例第7条各号の適用について検討する。

条例は、公文書の開示義務として、「実施機関は、開示請求があったときは、

開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」ことを規定する（条例第7条）。

ア 条例第7条第2号の適用について

条例第7条第2号は、個人情報について、

「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名（当該公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」

と規定する。

教職員等が地方公務員法に規定する懲戒処分を受けた記録は、当該教職員等の人事上の経歴、職歴、勤務評価等に関する情報に該当するため、「個人に関する情報」であり、また、当該教職員等の氏名、所属等は、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当し、本号本文の個人情報に該当する。

イ 条例第7条第2号ただし書の適用について

本号は、本文において、個人情報を原則的には非開示とするとともに、ただし書ア、イ及びウにおいて、その例外的開示を規定している。

以下、例外的開示について検討する。

(ア) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（第2号ただし書ア 公知情報）

本号ただし書アによると、教育委員会が、記者発表、議会報告、市

のホームページ等への掲載等により、懲戒処分の事案の公表を行っている場合又は今後、公表を行うことを予定している場合には、公知情報として開示となることが想定される。

また、千葉県の職員の懲戒処分等に関する公表基準（平成15年5月21日制定。平成24年2月15日一部改正。以下「公表基準」という。）によると、地方公務員法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）等については、原則として、被処分者の所属名、職名、年齢、処分内容、処分年月日及び事実の概要を公表するものとし、懲戒免職処分及び収賄、横領、飲酒運転による交通事故等、社会的影響の大きな事件に係る懲戒処分については、上記の項目に関する情報のほか、被処分者の氏名を含め、個人情報であっても、公表するものとしている。

これらの場合においては、当該公表後は、「法令等の規定又は慣行による公知情報」に該当するため、個人情報であっても、例外的開示の対象となることが想定されるが、本件文書は、公表後、既に相当の年数が経過しており、事案によっては、現時点での開示が被処分者、家族等の生活を損なうおそれがあるほか、公表基準の趣旨と条例による公文書の開示の趣旨とは、その取扱いにおいて必ずしも同一ではないことからすると、本件開示請求に対して、公知情報として開示すべき個人情報に該当するものは、認められない。

(イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（第2号ただし書イ 生命、健康等情報）

本件文書は、教育委員会において、既に必要な処分を終えた事案について、その懲戒処分に係る事案を記録した文書である。

したがって、その公表により、人の生命、健康、生活又は財産の保護につながるという因果関係は認められず、また、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性、緊急性等もないため、例外的に公にすることが必要な個人情報には該当しない。

(ウ) 当該個人が公務員である場合において、職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名（当該公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分（第2号ただし書ウ 職務遂行情報）

職務遂行情報とは、実施機関の公務員が分掌する具体的な職務（松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則（平成25年松戸市教育委員会規則第1号）別表）を遂行することにより記録された情報

をいい、職務と直接の関連を有する情報を対象とし、職員による行政処分その他の公権力の行使に係る情報のほか、職務の遂行に伴う会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報が含まれる。

他方、職員の勤務評価、勤務態度、人事上の処分履歴等、人事管理上の情報、職員の所得、休暇、健康、家族等のプライベートに関わる情報は、条例第7条第2号本文の「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当し、職員の個人情報として保護される必要があり、職務遂行情報に該当しない。

ウ 条例第7条第6号の適用について

条例第7条第6号本文は、事務事業情報について、

「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

と規定し、公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非開示とする。

この事務事業情報のうち、同号エは、特に人事管理情報について、

「エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」

と規定する。

「人事管理に係る事務」とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に係る事務をいう。

教職員等が地方公務員法に規定する懲戒処分を受けた記録は、処分履歴として、当該職員の今後の給与、昇給、勤務評価、異動、退職等に反映される情報に該当するため、公にした場合には、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

(5) 本件文書の開示等について

以上のことからすると、本件文書は、条例第7条第2号の個人情報及び同条第6号エの人事管理情報に該当し、非開示となる。

なお、判例も「職員が地方公務員法に規定する懲戒処分を受けたことは、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含むとすることができる。したがって、停職に関する情報は、個人情報として非開示情報に該当するというべきである。」（最判平成15年11月21日判決）と述べ、懲戒

処分の事実は、公務遂行等に関する法令違反を示す情報であるほか、私事に関する情報として個人情報に該当するとしている。

(6) 審査請求人の主張について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため、本件文書の開示の根拠とすることはできない。

(7) 以上により、本件処分は妥当であるが、実施機関においては、懲戒処分書及び懲戒処分説明書が「不祥事がわかる文書」に該当するか否かを検討した上で、改めて開示の可否を決定すべきである。

6 審査会の結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。
審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年8月28日	諮問書の受理
平成31年2月13日	第1回審査会（諮問の報告）
平成31年3月28日	第2回審査会（審議・理由説明）
平成31年4月22日	第3回審査会（審議・意見陳述）
令和元年 6月 6日	第4回審査会（審議）
令和元年 7月 8日	第5回審査会（審議）
令和元年 9月11日	第6回審査会（審議）
令和元年10月10日	第7回審査会（審議）
令和元年11月28日	第8回審査会（審議）
令和2年 1月20日	第9回審査会（審議）